

第63回スローガン: 生活も ウイルス予防も 蛇口から

昨年から、新型コロナウイルスの感染予防のひとつとして、石けんと流水で手を洗う人が増えています。感染予防だけではなく、私たちの安全で清潔な生活を維持する上で、水道水は欠かすことができないものです。水道水は、国が定める水道水質基準に従い、安全に各家庭に供給されています。この機会に、水道水の大切さについて改めて考えてみませんか。

災害に備えて「今」できること

災害が発生した場合、配水管の破損などにより、水道水が出なくなる場合があります。緊急時に備えて、各家庭で飲料水を確保しておきましょう。生命維持には、1人1日3ℓの飲料水が必要です。一方、行政などによる救援体制が整うまでの日数は約3日間。このため、約3日分の飲料水として1人あたり9ℓを確保しておく必要があります。

水道水には消毒用の塩素が入っており、塩素がなくなると細菌などが発生しやすくなります。水道水を保存する場合は、清潔でふたのできる容器の口元いっぱいまで水道水を入れ、しっかりとふたをして塩素の消失を防ぎましょう。途中でふたを開けた場合は、その都度新しい水と入れ替えてください。冷暗所では3日～1週間、冷蔵庫の中では1～2週間を目安に水を入れ替えてください。

メーターで漏水チェック

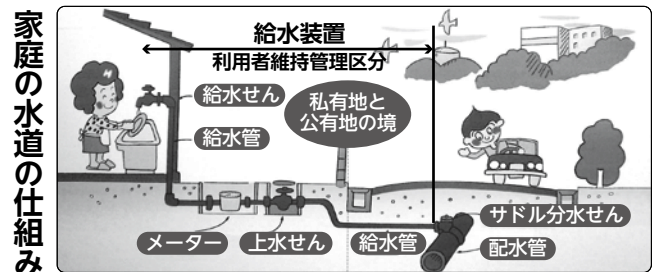
家庭で漏水を見つけることができます。蛇口を全部閉めてもメーターのパイロット(コマ)が動いていれば漏水の可能性があります。早急に修繕しましょう。



給水装置はあなたの財産です

家庭の給水装置と敷地内水道管は、家の所有者の財産です。集合住宅やビルの場合も、設備所有者(家主など)の財産です。修繕や取り替えの費用は、所有者の負担となりますので、日頃から適正な維持管理を心掛けてください。

配水管から家庭まで(給水装置)



支払いは、簡単便利な口座振替を利用してください。

問い合わせ 田川広域水道企業団田川市水道事務所(☎85-7162)

個人番号カード出張申請受付・申請サポート(巡回申請会)を始めます

個人番号カード(マイナンバーカード)の申請を行っていない人を対象に、市職員が公民館や事業所を巡回し、申請受付などを行います。申請会に本人が来場し、必要書類がすべて揃っている場合、後日でき上がった個人番号カードは、本人限定受取郵便で申請者に郵送します。市役所に受け取りに行く必要はありません。これまでどおり、市民課窓口での受け付けも継続しています。気軽に相談してください。※申し込みは不要です。また、申請および巡回申請会への参加などの費用はかかりません。

※巡回の日程など、詳しくは市ホームページなどでお知らせします。

●対象 個人番号カードの申請を行っていない市民

●申請方法など

[申請会に本人が来場し、必要書類がすべて揃っている場合]

- ①受付(検温、本人確認)
- ②顔写真の撮影、オンライン申請
- ③通知カードなどを預け、暗証番号を決める
- ④個人番号カードは、後日郵便(本人限定受取郵便)で受け取り ※受け取り時に本人確認があります。

[必要書類が揃っていない場合]

- 申請を補助しますので、相談してください。
 ※個人番号カードは後日市役所で受け取ってください。
 ※受け取り時に本人確認があります。

●持ってくるもの(必要書類)

①本人確認書類

㊦1点でよいもの 官公署が発行した顔写真付きのもの(有効期限内のもの)

例) 運転免許証、パスポートなど

㊧㊦を持っていない場合は、本人確認書類の2点組み合わせが必要です。(有効期限内のもの)

例) 健康保険証と年金手帳の組み合わせなど

②個人番号カード交付申請書

○通知カードの下部部分か、令和3年1月以降に郵便で届いたもの

※どちらも無い場合や、記載内容に変更がある場合は、事前に市民課に電話で連絡してください。

③通知カード

④住民基本台帳カード(作った人のみ)

※③、④を紛失している場合は、当日、紛失届への記入が必要です。



当日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、手指の消毒やマスク着用にご協力ください。
 ※発熱などの症状がある場合は、申請をお断りすることがあります。

問い合わせ 市民課市民年金係巡回申請会担当(☎85-7137)